

委任状

(代理人) 住所

氏名

印

※住所氏名が自署ではない場合は、印鑑を押印してください。

私は、上記の者を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

年度 ~ 令和 年度の

- 固定資産評価証明書の交付申請及び受領 (全所有物件・一部物件)
 固定資産公課証明書の交付申請及び受領 (全所有物件・一部物件)
 固定資産課税台帳兼土地・家屋名寄帳の交付申請及び受領

※物件を限定する場合は下記の土地・家屋に○をつけ、所在地番、家屋番号(土地の場合は不要)を記入してください。

※マンション等の区分建物に物件を限定する場合は、家屋の専有部分を記載してください。家屋の専有部分を委任されている場合は、共用部分及び敷地権のある土地についても証明が発行されます。

土地・家屋	伊勢原市	<input type="checkbox"/> 家屋番号	<input type="checkbox"/> 未登記
土地・家屋	伊勢原市	<input type="checkbox"/> 家屋番号	<input type="checkbox"/> 未登記
土地・家屋	伊勢原市	<input type="checkbox"/> 家屋番号	<input type="checkbox"/> 未登記
土地・家屋	伊勢原市	<input type="checkbox"/> 家屋番号	<input type="checkbox"/> 未登記

作成日 年 月 日

(委任者) 住所

氏名

印

※法人の場合は、法人の代表者印を押印してください。

※個人の住所氏名が自署ではない場合は、印鑑を押印してください。

生年月日 年 月 日生

電話番号

※日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

(代筆者) 住所

氏名

印

代筆の理由 高齢・手が不自由・その他 () により字が書けないため

※代筆の場合は代筆者の住所氏名、代筆の理由も記入してください。

※1 委任状は、委任者本人が作成してください。委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条(私文書偽造等)又は同法第161条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。

※2 委任状は原本を提出してください

※3 委任状原本の返却が必要な場合は、「返却される委任状原本の受領も委任する」という内容も併記し、コピーと共に提出してください。なおコピーには「原本と相違ない」旨の記載をお願いします。

委任状（記載例）

（代理人） 住所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号

氏名 伊勢原 太郎

印

※住所氏名が自署ではない場合は、印鑑を押印してください。

私は、上記の者を代理人と定め、次の行為を行う権限を委任します。

令和○年度 ～ 令和 ○ 年度の

- 固定資産評価証明書の交付申請及び受領 （全所有物件・一部物件）
- 固定資産公課証明書の交付申請及び受領 （全所有物件・一部物件）
- 固定資産課税台帳兼土地・家屋名寄帳の交付申請及び受領
-
-

※物件を限定する場合は下記の土地・家屋に○をつけ、所在地番、家屋番号（土地の場合は不要）を記入してください。

※マンション等の区分建物に物件を限定する場合は、家屋の専有部分を記載してください。家屋の専有部分を委任されている場合は、共用部分及び敷地権のある土地についても証明が発行されます。

土地・家屋	伊勢原市大字○○番○	<input type="checkbox"/> 家屋番号	<input type="checkbox"/> 未登記
土地・家屋	伊勢原市大字○○番地○	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋番号○○○-○	<input type="checkbox"/> 未登記
土地・家屋	伊勢原市	<input type="checkbox"/> 家屋番号	<input type="checkbox"/> 未登記
土地・家屋	伊勢原市	<input type="checkbox"/> 家屋番号	<input type="checkbox"/> 未登記

作成日 ○○年○○月○○日

（委任者） 住所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号

氏名 伊勢原 花子

印

※法人の場合は、法人の代表者印を押印してください。

※個人の住所氏名が自署ではない場合は、印鑑を押印してください。

生年月日 ○○年○○月○○日 生

電話番号 090-○○○○-○○○○

※日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

（代筆者） 住所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号

氏名 伊勢原 次郎

印

代筆の理由 高齢・手が不自由・その他（ ）により字が書けないため

※代筆の場合は代筆者の住所氏名、代筆の理由も記入してください。

※1 委任状は、委任者本人が作成してください。委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第159条（私文書偽造等）又は同法第161条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。

※2 委任状は原本を提出してください

※3 委任状原本の返却が必要な場合は、「返却される委任状原本の受領も委任する」という内容も併記し、コピーと共に提出してください。なおコピーには「原本と相違ない」旨の記載をお願いします。